

# 新城地域文化広場 ご利用ガイド

## 施設使用料金

### ●文化ホール施設

区 分		8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~22:00
大ホール	平日	22,600	25,400	28,200
	土曜日・日曜日・祝日	22,600	25,400	28,200
小ホール	平日	8,280	9,900	11,000
	土曜日・日曜日・祝日	8,800	9,900	11,000
リハーサル室		1,560	2,100	2,400
楽屋等	第1楽屋	300	400	400
	第2楽屋	300	400	400
	第3楽屋	1,300	1,400	1,600
	第4楽屋	700	700	800
	第5楽屋	900	1,000	1,100
	第6楽屋	900	1,000	1,100
	第7楽屋	500	600	600
	楽屋事務室	300	300	300
	特別控室	500	500	600
	シャワー室 (1室につき)	300	400	400

### ●ふれあい会館

区 分	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~22:00
101会議室	800	900	1,000
102会議室	800	900	1,000
103会議室	840	960	1,100
104会議室	1,440	1,800	2,000
105会議室	1,200	1,400	1,500
303会議室	1,600	1,800	2,000
304会議室	1,440	1,800	1,900
大会議室	5,800	6,600	7,300
301講習室	2,300	2,600	2,900
302会議室	1,100	1,300	1,400
和室:松の間	800	900	1,000
和室:桜の間	800	900	1,000
展示室	4,200	5,520	6,900

(単位:円)

### 備考

1. 利用者が市内等居住者(市内または北設楽郡に在住、在学若しくは在勤する者または所在する団体をいう。以下同じ。)以外の者である場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。
2. 利用者が市内等居住者であって、かつ、営利を目的とする場合または入場料その他これに類するもの(入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。)を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
3. 利用者が市内等居住者以外の者であって、かつ、営利を目的とする場合または入場料その他これに類するもの(入場料の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。)を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。
4. 大ホールまたは小ホールを利用する場合において、舞台のみを利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料(前3号に該当する場合は、当該規定により算出した使用料)の10分の3の額とする。
5. 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。
6. この表において「祝日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。

# 付属設備使用料

## 舞台設備

大・小ホール兼用		
設備の名称	単位	使用料(1回)
所作台	一式	4,950
平台	1台	220
オーケストラひな壇	一式	3,300
金びょうぶ	1双	1,430
銀びょうぶ	1双	1,430
指揮者台	1台	110
指揮者用譜面台	1台	220
楽土用譜面台	1台	50
譜面台用ランプ	1個	50
コントラバス用椅子	1台	50
司会者台	一式	490
賞品台	1台	440
姿見	1台	270
浅黄幕	1枚	490
紅白幕	1枚	380
紗幕	1枚	440
緋毛せん	1枚	220
長座布団	1枚	110
高座用座布団	1枚	110
大太鼓	1台	710
式次第両面掲示板	1台	220
雪かご	1個	440
大ホール用		
松羽目	一式	1,430
竹羽目	一式	1,430
地がすり	1枚	550
花道揚幕	一式	160
演台	1台	710
花台	1台	220
上敷ござ	1本	270
オーケストラピット	一式	4,400
音響反射板	一式	4,950
映写スクリーン	一式	1,100
小ホール用		
松羽目	一式	710
地がすり	一式	330
演台	1台	550
花台	1台	160
上敷ござ	1本	220
音響反射板	一式	2,530
映写スクリーン	一式	490

## 照明設備

大・小ホール兼用		
設備の名称	単位	使用料(1回)
スポットライト(1キロワット)	1台	330
スポットライト(500ワット)	1台	220
フットスポットライト	1台	160
ストリップライト(12灯用)	1台	330
ストリップライト(6灯用)	1台	220
効果用器具	1台	880
先玉	1個	270

## 照明設備

大・小ホール兼用		
設備の名称	単位	使用料(1回)
種板	1枚	110
持込機材電源	1kw	220
大ホール用		
フットライト	1列	710
花道フラットライト	1列	270
ボーダーライト	1列	990
サスペンションライト	1列	1,100
プロセニウムサスペンションライト	1列	1,100
トーマンタルスポットライト	一式	2,200
シーリングスポットライト	1列	3,300
サイドスポットライト	一式	3,300
アッパーホリゾンライト	1列	2,200
ロアーホリゾンライト	1列	1,100
コンダクタースポットライト	1台	550
センターピンスポットライト	一式	2,200
大ホールAセット		
第1ボーダーライト	1列	一式 3,740
第2ボーダーライト	1列	
シーリングスポットライト	8台	
サイドスポットライト	8台	
大ホールBセット		
第1ボーダーライト	1列	一式 7,480
第2ボーダーライト	1列	
第1サスペンションライト	1列	
第2サスペンションライト	1列	
シーリングスポットライト	16台	
サイドスポットライト	16台	
大ホールCセット		
フットライト	1列	一式 17,820
花道フットライト	1列	
第1ボーダーライト	1列	
第2ボーダーライト	1列	
第1サスペンションライト	1列	
第2サスペンションライト	1列	
第3サスペンションライト	1列	
トーマンタルスポットライト	一式	
シーリングスポットライト	1列	
サイドスポットライト	一式	
小ホール用		
フットライト	1列	380
ボーダーライト	1列	660
サスペンションライト	1列	770
トーマンタルスポットライト	一式	660
シーリングスポットライト	1列	2,200
サイドスポットライト	一式	2,530
アッパーホリゾンライト	1列	770
ロアーホリゾンライト	1列	550
プロセニウムサスペンションライト	1列	880

## 照明設備

小ホールAセット		
設備の名称	単位	使用料(1回)
ボーダーライト	1列	一式 2,640
サスペンションライト	1列	
シーリングスポットライト	4台	
サイドスポットライト	4台	
小ホールBセット		
フットライト	1列	一式 4,400
ボーダーライト	1列	
サスペンションライト	1列	
シーリングスポットライト	8台	
サイドスポットライト	8台	
小ホールCセット		
フットライト	1列	一式 8,470
ボーダーライト	1列	
第1サスペンションライト	1列	
第2サスペンションライト	1列	
シーリングスポットライト	12台	
サイドスポットライト	12台	
アッパーホリゾンライト	1列	
ロアーホリゾンライト	1列	
センターピンスポットライト	一式	

## 音響設備

大・小ホール兼用		
設備の名称	単位	使用料(1回)
拡声装置(マイク1本付)	一式	3,080
カセットデッキ	1台	1,100
CDプレーヤー	1台	1,100
ステージスピーカー	1台	1,320
はねかえりスピーカー	1台	660
ワイヤレスマイク装置(マイク付)	一式	1,430
マイクエレベーター装置(マイク付)	1基	1,430
三点吊りマイク	一式	1,100
マイクA	1本	1,100
マイクB	1本	880

## ピアノ

フルコンサートグランドピアノA(スタインウェイ)	1台	6,600
フルコンサートグランドピアノB(ヤマハ)	1台	3,850
グランドピアノ(河合)	1台	2,750

## その他

はなの木広場持込機材電源	1kw	220
プロジェクター	1台	2,200
拡声装置	一式	770
マイク	1本	550
DVD/CDプレーヤー	1台	1,100
テレビ	1台	1,100
五徳	1個	330
茶がま	1個	440
つりがま	一式	440

(単位:円)

## 備考

1.この表における使用料は、施設使用料の欄に掲げる時間の区分ごとに1回とする。ただし、「全日」については3回分とする。2.この表においてピアノ使用料には調律料は含まない。